

令和3年度 大阪広域水道企業団 第1回首長会議 議事録

日 時：令和3年10月20日（水） 14：15～15：00

場 所：シティプラザ大阪 2階 旬

出席者：別紙のとおり

配布資料：別紙のとおり

【議事録】

1. 審議事項

(1) 千早赤阪水道事業に係る料金改定案について

議長：大阪広域水道企業団企業長の永藤です。

本日は、公務ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様方には、企業団の運営への格別のご理解とご協力に感謝申し上げます。

先日、和歌山県の紀の川にかかります六十谷水管橋の破損によって一時、和歌山市北部で約6万世帯という大規模な断水が発生しました。

この事故を受けまして、多くの構成団体が現地へ応援に駆け付けたと聞いております。後ほどご報告しますが、当企業団におきましても給水車及び職員を現地に派遣し支援にあたりました。併せて、当企業団が所有する、破損した水管橋と同様の構造でありますアーチ式4つの橋の緊急点検を実施しました。

いずれも、現時点で不具合は発見されませんでしたでしたが、私からは改めて、日常点検はもちろん、これまでの点検の内容が適切なのか、この機に改めて見直すことを指示しています。対策の強化対応を適切に行います。企業団としまして、引き続き、安心安全の水道水、水の安定供給に努めますので、皆さまのご協力をよろしくお願いします。

さて、本日の議題は、審議事項1件、報告事項2件です。円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。お手元にお配りしております次第の順序に従い会議を進行します。

最初に「千早赤阪水道事業に係る料金改定案」につきまして、ご審議いただきます。事務局からご説明します。

事務局：経営企画課長の林です。

まず、資料1-2により、当企業団の市町村域水道事業における料金改定の考え方について、触れさせていただきます。

資料1-2をご覧ください。現在、当企業団では藤井寺水道事業をはじめ13の市町村域における水道事業を実施しております。この資料は、今後これらの水道事業において、料金改定を行う際の基本的な考え方をまとめたもので、昨年度千早赤阪水道事業に係る料金改訂の検討開始に先立ち、作成をしたものでございます。

資料裏面をご覧ください。「3 市町村域水道事業における料金改定」に記載のとおり、

水道料金の改定に当たりましては、人口の減少に伴う、水需要の減少などの課題に対応するため、単に料金水準を見直すのではなく、料金の設定を用途別とするか、口径別とするかといった料金体系や基本料金と従量料金の割合など、料金構造についても見直しを行っていくこととしております。今回の千早赤阪水道事業を含め、市町村域水道事業の料金改定の検討に当たりましては、各水道事業の個々の状況も考慮しつつ、本資料の考え方を基本として統一的に見直しを図ってまいりたいと考えております。

それでは、資料1-1により、千早赤阪水道事業に係る料金改定案についてご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。千早赤阪水道事業の料金改定の検討につきましては、大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会の下に有識者使用者代表で構成する千早赤阪水道事業料金検討部会を設置し検討を行ってまいりました。

検討の結果、今回の料金改定案のポイントは4点ございます。

1点目、料金改定率については令和4年度から平均26%の値上げを行うこと。

なお、千早赤阪水道事業におきましては、令和9年度にも料金改定が必要と見込まれておりまして、令和4年度の改定率は令和9年度の改定率との平準化も考慮して決定をしております。

2点目、料金体系につきましては、業務用等の用途の区分ごとに料金を設定する現状の用途別料金体系から使用者のメーターの口径、これはご家庭等に引き込む水道管の口径の大きさと連動しているものでございますが、その大きさごとに料金を設定する口径別料金体系に変更いたします。

3点目、料金構造につきましては、基本料金と従量料金の構成比率を水道料金算定要領に基づき算定した比率に変更し、基本料金の比率を高める見直しを行います。

4点目、従量料金につきましては、使用水量が多くなるほど、料金単価が高くなる逓増制につきまして、今後、緩和する方向で検討していきたいと考えておりますが、今回の改定におきましては、料金体系及び料金構造の変更に伴い、一般用使用者の基本料金が増額となることから、使用水量の少ない使用者の負担増加を抑制するため従量料金の逓増制は維持することといたしております。

以上が千早赤阪水道事業に係る料金改定案の概要でございます。

次に裏面2ページをご覧ください。使用者代表を含む外部委員5名による料金検討部会につきましては、開催状況に記載のとおり計6回開催し、その議事概要や資料は企業団のウェブページにおいて公表しております。また、検討の状況等につきましては、千早赤阪村の広報誌を利用させていただき住民に周知を行っております。

今後の予定につきましては、市町村域の各水道事業の料金表は企業団の水道事業給水条例に規定されており、料金改定に当たっては、条例改正が必要となります。条例改正に係る議案につきましては、スケジュールの最下段に記載のとおり、11月2日の企業団議会議員全員協議会で内容をご説明し、11月16日の企業団議会11月定例会に提出を予定しております。

3 ページをご覧ください。料金表の現状と改定案。また、一般用平均使用水量における料金比較。参考として使用水量 20 m³の場合の比較について記載しております。

なお、本案の内容につきましては、去る 8 月 20 日に千早赤阪村長にご説明しご理解をいただくとともに、9 月 7 日には千早赤阪村議会への説明、また、9 月 12 日には住民説明会を開催したことをご報告いたします。千早赤阪水道事業においては、先にも説明したように令和 9 年度にも料金改定が必要となる見通しでございます。広域化のメリットを生かした経営改善の取組を着実に実施し、今後の値上げの抑制を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長：ただいまの説明の「千早赤阪水道事業の料金改定」につきまして、千早赤阪村の南本村長いかがでしょうか。

千早赤阪村：千早赤阪村の村長、南本でございます。

日頃からいろいろとお世話になり、本当にありがとうございます。

今回の料金改定に関して、企業団の事務局の皆様方には非常に丁寧なご説明等いただきまして、本当に感謝いたしております。

何度も内容説明をいただいた中で千早赤阪村の水道の料金のことに関しまして、これまで千早赤阪村独自で水道事業をしておりましたが、約 25 年間、料金改定は一切行なっておりませんでした。これも当時の村長が村民に負担をかけないという思いでされてきたことだと思っております。

大阪広域水道企業団には平成 29 年に統合をさせていただいております。千早赤阪村にとっては、非常に、助けていただいたという思いでいっぱいでございます。今回、26%と非常に大きな上げ率になるのですが、これも約 25 年間水道料金を 1 度も改定してこなかったため、仕方がないことだと思っております。そのような中でも当初 27%から 1%下げていただく努力をしていただき、これまた感謝でございます。本当にありがとうございます。

令和 9 年度にも次の料金改定が見込まれておまして、住民の負担がさらに増えることとなるために、人口の減少などで厳しい経営状況とは思いますが、是非とも企業団には経営の改善の取組を着実に実施していただき、改定率の抑制に努めていただきたいと思います。以上でございます。

議長：南本村長、ありがとうございます。

ただいまのご意見につきまして、事務局いかがでしょうか。

事務局：副企業長の松本でございます。

令和 9 年度の改定率の抑制ということですが、企業団といたしましては、今後の千早赤阪水道事業の効率的な業務執行体制を確立していくなど経営改善の取組を着実に実施し、

次の改定が見込まれます令和9年度の料金改定率をできる限り抑制することができるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議 長：南本村長、よろしいでしょうか。

<意見なし>

ありがとうございました。
それでは、ただいまの件につきまして、審議に入ります。
ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

<質問・意見なし>

それでは、千早赤阪水道事業にかかる料金改定案につきましては、事務局案のとおりとすることでご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

それでは、事務局案のとおりとします。
本件につきましては、本日も承認いただきました内容に従いまして、来る11月16日開催予定の企業団議会11月定例会におきまして、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に係る議案を提案することといたします。

2. 報告事項

(1) 水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定結果

議 長：次に報告事項の1つ目、「水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定結果」について、ご説明します。

事務局：広域連携課長の田村でございます。私からは、水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定結果について、説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

企業団では今年度までに13団体の水道事業を担っておりますが、これに続きまして、大阪広域水道企業団と10団体の皆様で、次の令和6年度の統合に向けた検討協議を開始するか否かを判断いただくため、昨年度から検討を行ってまいりました。本日は、その検討結果の概要について、報告させていただきます。

資料2-1をご覧ください。企業団と統合検討協議を開始するには、「企業団との統合に

向けた検討、協議に関する覚書」を締結する必要がありますが、これまで13団体との統合を進めてきた中で、多くの構成団体の皆様から「覚書を締結するか否かを判断するに当たって、あらかじめ統合案に準じた資料を策定してほしい」という意見をいただいたため、水道事業統合促進基金を活用し、本日お示ししております「最適配置案等の策定」を実施することといたしました。

本検討では、統合を契機に可能と考えられる「施設の統廃合案」、これを「最適配置案」と定義しておりますが、その案を抽出のうえ、「経営シミュレーション案」について検討を加え、最適配置案を実施した場合の効果を算出いたしました。

最適配置案の位置づけにつきましては、点線枠内に示す「イメージ図」のとおりですが、これまで水道事業の統合検討協議で策定しました統合案で検討する項目のうち、「定量的メリット」の一部である、施設整備費、動力費の縮減や広域化補助金等の活用による効果を取りまとめております。

今回の検討結果を踏まえまして、覚書締結まで至った団体の皆様については、これまでの統合検討協議と同様に、定性的メリットなど、統合効果について、より詳細な検討を開始することとなります。

次に、Ⅱ.には検討を行った10団体の概要をお示ししております。今回の検討には、中核市を含みます「給水人口10万人を超える団体」も参画いただいております。

次に、資料右上をご覧ください。Ⅲ. 給水人口・水需要予測では事業体ごとに差はございますが、総じて10団体とも給水人口の減少等により将来の有収水量は減少しまして、約40年後の給水収益は全体として約4割程度減少することが見込まれております。

次に、その下、Ⅳ. 検討結果につきましては、右下のイメージ図に示していますとおり、既存施設の活用などによりまして、隣接する団体との間にあります水道施設の統廃合を行うことで、10団体の合計とはなりますが、15施設の廃止が可能となることに加えまして、高台にある配水池からの高低差を利用する施設の有効活用によりまして、給水安定性を確保しつつ、更なる効率的な施設配置が可能となることが確認できました。

また、水道施設の廃止に伴う整備費の縮減や府補助金約40億円の活用によりまして、これも10団体の合計額とはなりますが、トータル約80億円の財政負担の軽減が可能となり、これらの効果を経営シミュレーションに反映した結果、供給単価や企業債残高を抑制できることが確認できました。

続きまして、裏面左下の最適配置案等の抽出結果をご覧ください。今回の検討結果の詳細を一覧でお示ししておりますが、全体で12の案がございまして、団体名や、それぞれの整備内容を示しております。

続きまして、Ⅴ. スケジュールですが、今回の検討結果によりまして、企業団と統合検討を開始するという判断をいただいた場合の概ねのスケジュールを示しております。本年11月中に今回の検討に参画いただいた10団体を含め、未統合団体すべてを対象に覚書の締結などに関するアンケートを実施させていただく予定としております。そのアンケートの結果、次の統合検討協議の開始を希望すると回答いただいた団体につきまして

は、令和4年1月に統合検討協議に係る覚書を締結のうえ、令和6年度の統合に向けて統合素案の検討に着手することとしております。

なお、統合素案につきましては、令和4年末までに策定し、令和5年1月開催予定の企業団首長会議においてご審議いただいた後、統合案として取りまとめていただく予定としております。

最後に、VI. その他期待できる効果ですが、覚書締結後に詳細な検討予定の定性的メリット、定量的メリットの一例を示しております。

技術継承問題の解消や非常時対応の充実などの定性的メリットに加えまして、右下に記載しているとおり、定量的メリットの更なる検討例につきましては、運営基盤強化等補助金の活用というものがあります。仮に、今回の検討対象の10団体すべてが今回のタイミングで統合し、本検討による整備案を実施した場合、先に説明させていただきました広域化事業に係る府補助金と同額の約40億円が更なる効果として見込むことができると考えております。

なお、この運営基盤強化等補助金につきましては、10団体全体の事業費按分により配分することとしておりますので、覚書を締結する団体数などにより大きく変動するため、団体ごとの配分額については覚書締結後に算出することとしております。

企業団といたしましては、本検討による取組を通じまして、統合団体数を着実に増やし、府域一水道に向けた動きを加速させ、府域水道の基盤強化に取り組んでまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

議長：ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

東大阪市さん、どうぞ。

東大阪市：この資料は事前に説明をいただいているところですが、いよいよ企業団と各市町村との水道の統合というのが次の段階に入ってきたと言えるのではないかと思います。そのように考えていくと、意外とお金の面でのメリットがないのではないかと、というような自治体からの声もお聞きいたしますし、その他期待のできる効果というものも当然ありますが統合しなくてもやり方によってはできるという市町村もあります。ただ、それ以前に、そもそもその大前提として、企業団と大阪市営水道との浄水場のダウンサイジングというのは府域一水道という大前提でした。むしろ、ここがスタート地点であったと思います。これが、見えてこないとこのまま統合してもよいのか、府域一水道という府全体の公益性のあるメリットを考えて議論をしているため、どうも、企業団と大阪市営水道とのダウンサイジングのところが止まったままに思えます。ここのタイムスケジュールを見せていただき、それぞれの市町村がどう判断していくかということもそろそろ同時並行で考える時期ではないでしょうか。そうでなければ、最終的に府域一水道が府域二水道という状態になります。あるいは、自己水をお持ちの自治体は最後になって、やはり統合については止めようとなる。そうすると、府域の中で三水道、四水道、五水道となります。そ

ういう懸念もあるため、ここは是非とも府域一水道の考え方やこのタイムスケジュール等、我々が今やろうとしていることのスケジュール、このスピードを合わせる必要があるので、ここについては、共通のご理解をいただいたうえで、すり合わせに入っていく必要があると思います。

議長：ありがとうございます。ただいまのご意見につきまして、事務局、現状と方向性について説明できますか。

事務局：今、野田市長から、府域一水道へ向けてのスピードアップについてご指摘をいただいたところでございます。

考え方の基本としては、府域一水道をめざして、本日ご報告いたしました最適配置案、このような広域化の取組を鋭意進め、協議の整ったところから進めてまいります。ただ、ご指摘いただいたようになかなかメリットが見いだせないということもございます。そこにつきましては、定性的メリット、いわゆる組織力の強化などをアピールし、メリットと感じていただけるような、統合に際しての効果を出していきたいと考えております。なお、大阪市水道局との統合につきましては、現在大阪府が設置をしております、大阪市を含む府内すべての水道事業体で構成する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」という組織があります。こちらは、府域一水道をめざすという大阪府の水道ビジョンで示す目標を実現すべく組織をされているところであり、企業団といたしましてもこちらに参画し、ご指摘いただきました淀川を水源とした浄水場の再編整備につきましても、大阪市と協議を行っているところでございます。なかなか結論に至るまでには時間がかかるかとは思いますが、府域一水道に向けまして、今後とも企業団としては積極的に検討を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長：ただいまの副企業長の説明で少し補足をさせていただきたいと思います。

野田市長がお話しされたダウンサイジングがまさに府域一水道で重要なところでして、あり方協議会の中でその案と効果額も既に示されています。では、それをいつどうやって行うかというところが重要になってくるかと思えます。それについては取りまとめしている大阪府、そして同じく大規模の水道事業体であります大阪市の協力が欠かせません。私自身も企業長として、大阪府、大阪市に働きかけを行っていきたいと考えております。

東大阪市：それぞれのレベルで努力していただいていることがよく分かります。確認をしておきたいのは、その方向性が企業団と大阪府で一致しているのかどうかということです。そこに至るまでに、様々な課題があるというのは、分りきった話ですから、その課題整理のために、あるいはどういう課題があるのか、ということを出し合うことに時間がかかるのか、

そもそも府域一水道という考え方が本来もうないのだとすると話が根底から崩れてしまう。そこを事務方として大阪市営水道と企業団は、府域一水道という考え方を是として共有しているのか、一度そのことも含めて、大阪府が主導するあり方協議会で府域一水道というものにメリットがあるかどうかも含めて、先祖返りしたような話で検討しているのか、そこは実際どうなののでしょうか。

事務局：企業団といたしましては、方向性については、府域一水道をめざしていくということで、協議を続けております。

大阪府内の水需要というのはこれからも減少していくということが見通されているものですから、それぞれの浄水場、これのダウンサイジング、これをどの時期でどうやっていくのか、といったことを先ほど申しあげましたあり方協議会の中で議論しております。そちらに企業団としても中心的な役割を果たすということで参加しておりますので、これまでどおり、府域一水道をめざしていくという企業団の立場に変わりはありません。

東大阪市：そのような当たり前の話をすると、今後立場が変わるように理解してしまいます。

大阪府と大阪市営水道と企業団は同じ方向を向いているのですか。大阪府が主導している府のあり方協議会も同じ方向性を向いて検討しているのですかと聞いています。企業団は同じ方向を向いているから構成団体がいるわけです。それをこの場で説明されてしまうと、「覆水盆に返らず」をかえしてしまいたくなるような話になります。

議長：補足の説明があるようですので、大阪府、お願いします。

大阪府：大阪府健康医療部環境衛生室長の氏内でございます。

先ほど松本副企業長からもご説明ありましたが、昨年3月に取りまとめました、あり方協議会の検討報告書の中でも企業団、大阪市を含めて、府域一水道に向けて、様々な課題を検討していくということで、府域全体として、考え方、方向性は変わっていないというように認識しております。

東大阪市：そうしますと、企業団、大阪市、大阪府はひとつの方向性を明確に向いていると理解してよろしいですね。

議長：この点は私からお話します。方向性は明確です。同じ思いを共有しておりますので、もし、企業団と大阪府、大阪府でその方向性に違いが生じた時は速やかに報告をいたしますし、今のところはそのようなことはありません。

東大阪市：企業長の明確な答弁で理解しました。

お互いがしっかりと同じ方向を向いて、努力していく必要があると思いますので、よろ

しくお願いいたします。

議長：ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。
河内長野市さん、どうぞ。

河内長野市：府域一水道をめざしていくということですが、現在、企業団への統合を検討している市町、既に統合している市町村は、現在水道事業に懸念を抱えている、問題を抱えている、あるいは将来的な懸念や問題を抱えている、という市町村が多いのではないかと思います。そうすると、水道事業に不安を抱えている市町村だけが企業団に統合し、不安を抱えてない市町村が統合していかないと、府域一水道とは違う方向を向き始めるのではないのでしょうか。極端な話、府域二水道になり、1つの企業団の方は統合していると水道料金が高いけれど、もう1つのほうは経営がうまくいっているため安いなど、先のことなのでわからないのですが府域一水道というのが明確にあり、これはそのステップだというのが明確になると、統合し易いですし、市民の方も納得していただき易いかなと思います。

このままいくと、特に金銭メリットがほとんどないという中、企業団に統合すると市ではコントロールできないところが出てきたりする。今、水道料金を維持するために、一般会計からの繰り出しを行うなど、その辺はコントロールをやりやすいが企業団に統合した場合、どこまでコントロールが効くのか、様々な不安を抱えながら、本当にこのまま統合に向かってよいのかという不安を抱えているのは本市だけではないような気がします。

何かお答えをくださいというわけではなのですが、このように思っている市町村が多いのではないかとのご意見だけはお伝えしておきたいです。

議長：府域一水道の方向性に変わりはありませんので、ご理解いただけるように引き続き進めたいと思います。ありがとうございます。
泉南市さん、どうぞ。

泉南市：河内長野市さんのお話しでは、懸念を持っている市町村だけが統合しているのではないかとのことでしたが、私の考え方とその考え方は反しております。阪南市、岬町、田尻町、泉南市は連なっておりますので、泉南市にキーステーションを置くことにより、その全部が統括して管理ができる。それが非常に大きなメリットだと感じて、統合に参加しました。

泉南市の場合は統合以前から黒字経営で順調に進めておりました。統合時の資料を見ていただければ、泉南市はこれから先、20年ほど値上げをする必要がないということは結果も出ておりますので、そのような考え方だけで行っているわけではないということです。

先ほど企業長も言われましたように、府域一水道をめざして、そのために、統合していきますので、ご理解のほどお願いいたします。

河内長野市：申し訳ございませんでした。

私も少し勉強不足で、十分理解しておりませんでした。

これは他の市町村は関係ないかもしれませんが、河内長野市はもう一つ地元にも水源がある中、企業団は淀川からの水源と聞きましたので、少し遠くなるということなど、様々な不安を抱えているところがございます。また、地域によって事情が異なるということとはご理解いたしましたので、少し言い過ぎたため、お詫び申し上げます。

議長：その他のご意見ご質問等ございませんでしょうか。

<質問・意見なし>

(2) 和歌山六十谷水管橋崩落事故に伴う支援活動について

議長：最後に、報告事項の2つ目、「和歌山六十谷水管橋崩落事故に伴う支援活動」についてご説明をいたします。事務局、お願いします。

事務局：危機管理課長の松村です。

10月3日に発生しました和歌山市の六十谷水管橋崩落事故に伴う、企業団の支援活動について手短かに報告させていただきます。

資料3をご覧ください。

この水管橋の崩落事故により和歌山市の紀ノ川以北の地域約6万世帯が断水したことから、日本水道協会の要請により、事故が発生した翌日の4日から応急給水等の支援活動を実施しました。資料に記載しておりますとおり、今回は給水車による応急給水だけではなく、仮設管布設に伴う通水作業、そして岬水道センターにて給水車への給水拠点の提供などの支援を行いました。

支援活動は10月4日から13日までの10日間、給水車7台のべ約150名の職員を派遣しました。

支援終了時には和歌山市副市長及び公営企業管理者からお礼の電話もいただいております。

簡単でございますが、支援活動についての報告は以上となります。

議長：ただいまの報告につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

<質問・意見なし>

以上をもちまして、本日を予定していました議事はすべて終了しました。

3. その他

議長：この際ですので何かございましたら、お願いします。

大阪狭山市さん、どうぞ。

大阪狭山市：大阪狭山市の古川です。

私からは要望を一点、お願いしたいと思います。

本市の場合は、水道事業を今年の4月から企業団に統合し、約半年が過ぎました。この間、本当に企業団の職員の皆様には大変お世話になっております。

統合した自治体は、おそらく議会の方から、いろいろと質問が出てきます。本市の場合は、統合前からいろいろと議会の方でも質問があり、現在でも続いています。

ご承知のとおり、本市は近畿大学病院を抱えておまして、近畿大学病院が当初は令和5年4月に堺市に移転するということを公表されました。本市にとっては非常に大口の事業者の1つでございまして、やはり移転するという事は水道事業に非常に大きな影響を与えることとなります。それがきっかけで令和3年度から、統合しようということで企業団に入ったわけです。

その後、令和5年4月といわれていた移転時期が1年先延ばしで、令和6年に変更になりました。そして、つい先日、令和6年といっていたものが、令和7年11月にまた延長されました。企業団との統合に当たって策定した経営シミュレーションでは、令和5年度に移転するという条件の中でシミュレーションされていまして、その中には当然、料金改定があります。時期であったり、値上げ幅であったりと、細かくシミュレーションされておりますが、移転時期が変更されることにより、議会からも市民からも料金改定についてはどうなっていくのか、という質問が出てきます。この間、担当職員同士でご協議いただいておりますが、今後も水道料金の改定、特にその時期や値上げ幅については、常に企業団の皆さんと本市の担当職員としっかりと連携や情報を共有して、慎重に対応していきたいと思っております。企業団におかれましては、円滑に事務が進められますよう、特段のご配慮をお願いしたいと思います。

議長：はい。事務局、どうですか。

事務局：当企業団といたしましても、統合元市町村との情報共有は大変重要であると考えております。

これまでも定期的開催をしております、統合元市町村の担当部局との意見交換会などを通じ、各水道事業の事業運営の状況につきまして、ご報告をさせていただくとともに、情報共有に努めているところでございます。

市長からご発言のありました水道料金の改定などの重要事項の検討に当たりましては、統合元市町村とより丁寧に十分な情報共有を図りながら進めていくよう、十分留意してまいりますので引き続き、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

議長：ほかに何かございませんでしょうか。

<質問・意見なし>

本日、限られた時間の中ではありましたが、皆様のご協力により円滑に議事を進行することができました。また、様々貴重なご意見をお聞かせいただきました。本日のご意見を事務局の中でも認識を共有して、企業団の運営を行います。本日はありがとうございました。